

議案第41号

多可町下水道条例の一部を改正する条例の制定について

多可町下水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議決を求める。

令和7年2月28日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町下水道条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

条例第 号

多可町下水道条例（平成17年多可町条例第185号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第43号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

多可町下水道条例の新旧対照表

現 行	改 正
<p>(法第12条の11第1項に規定する除害施設の設置等)</p> <p>第13条 法第12条の11第1項の規定により、次に定める基準に適合しない下水（法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。</p> <p>(1)～(42) (略)</p> <p>(43) 前各号に掲げる物質又は項目以外のもので条例により当該公共下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第38号に掲げる項目に類似する項目及び<u>大腸菌群数</u>を除く。） 当該排水基準に係る数値</p> <p>2 (略)</p>	<p>(法第12条の11第1項に規定する除害施設の設置等)</p> <p>第13条 法第12条の11第1項の規定により、次に定める基準に適合しない下水（法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。</p> <p>(1)～(42) (略)</p> <p>(43) 前各号に掲げる物質又は項目以外のもので条例により当該公共下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第38号に掲げる項目に類似する項目及び<u>大腸菌数</u>を除く。） 当該排水基準に係る数値</p> <p>2 (略)</p>